



<p>会 議 の 議 題</p>	<p><b>【諮問事項協議】</b>  (1) 国民健康保険料の基礎賦課額に係る賦課限度額の改定について</p> <p><b>【報告事項】</b>  (1) 国民健康保険料の低所得者に対する保険料の軽減に係る所得判定基準の変更について</p>
<p>会 議 資 料</p>	<p>・ 次第  ・ 諮問事項説明資料  <b>【資料 1 - 1、1 - 2】</b>  国民健康保険料の基礎賦課額に係る賦課限度額の改定  ・ 報告事項説明資料  <b>【資料 2 - 1、2 - 2】</b>  国民健康保険法施行令の改正に伴う国民健康保険料の軽減所得判定基準に係る条例改正</p>
<p>会 議 内 容</p> <p>(発言者、  発言内容、  審議経過、  結論等)</p> <p>司会  (国保年金課長補佐)</p> <p>会長  (島委員)</p>	<p>1 開 会  2 健康こども部長挨拶  3 会長挨拶  4 諮問事項協議  5 報告事項  6 そ の 他  7 閉 会</p> <hr/> <p><b>【会議録】</b>  <b>4 諮問事項協議</b></p> <p>これより会議に入りますが、弘前市国民健康保険運営協議会規則第4条の規定により、会長が議長を務めることとなっておりますので、島会長に議長をお願いいたします。</p> <p>それでは、議長を務めさせていただきます。</p> <p>本日の出席委員は13名で、弘前市国民健康保険運営協議会規則に定める定足数に達しておりますので直ちに会議を開きます。</p> <p>次に、会議録署名委員の指名を行います。本日の会議録は、對馬厚志委員、三上光徳委員を署名委員に指名します。後日、</p>

<p>会長 (島委員)</p>	<p>事務局より会議録を送付しますのでご確認をお願いします。 次に、本協議会への諮問事項の協議に入ります。 諮問事項は「国民健康保険料の基礎賦課額に係る賦課限度額の改定について」です。 事務局から内容の説明をお願いします。</p>
<p>事務局 (国保年金課主幹兼 国保保険料係長)</p>	<p>諮問事項について、ご説明申し上げます。 今回諮問いたしましたのは、お手元の諮問書のとおり、「国民健康保険料の基礎賦課額に係る賦課限度額を改定すること」についてであります。 「資料1-1」をご覧ください。 今回は、国民健康保険法施行令の一部改正に準じ、2ページ目の四角で囲みました「第2 改正の内容(1)の②」のとおり、国民健康保険料の基礎賦課額に係る賦課限度額を1万円引き上げしようとするものであります。 詳細について、順にご説明申し上げます。 「資料1-2」をご覧ください。 国民健康保険料の賦課限度額についてご説明いたします。 国民健康保険料は、法令上では「基礎賦課額」という、被保険者の医療費に充てるための「医療給付費分賦課額」と、後期高齢者医療を支援するための「後期高齢者支援金等賦課額」、介護保険のサービスをまかなうための「介護納付金賦課額」、子育て世帯に対する支援の財源となる「子ども・子育て支援納付金賦課額」の4つの賦課額で構成されております。 今回の説明では以後「医療分」「後期分」「介護分」「子育て分」といたします。 賦課額は収入や人数が多いほど金額が上がりますが、一定の上限が設けられており、この上限が「賦課限度額」であります。 賦課限度額は、国民健康保険法施行令、いわゆる「政令」で定める限度額内において、市町村国保ごとに条例で定めることができますが、青森県内市町村につきましては、青森県が策定した「青森県国民健康保険運営方針」により、県が設定する賦課限度額は、「政令」又は地方税法施行令に定める額と同額とするとしております。 「賦課限度額の引き上げについて」をご覧ください。 国は、協会けんぽなどの被用者保険におけるルールとのバランスを考慮し、将来的に賦課限度額を超える世帯の割合が1.5%に近づくよう、「医療分」「後期分」「介護分」のバランスを見ながら賦課限度額の見直しを行っております。</p>

<p>事務局 (国保年金課主幹兼 国保保険料係長)</p>	<p>この図は賦課限度額の引き上げイメージであります。縦が保険料額、横が世帯の所得を示しています。</p> <p>図の下半分は、被保険者全てに同じ金額を賦課する「応益割」で、所得が上がっても金額は変わらないため、横ばいとなっております。</p> <p>折れ線が所得に応じて賦課する「応能割」を示しており、所得がない世帯が0、所得に応じて金額が上がっていき、賦課限度額以上の賦課はされないため、それ以降はいくら所得があったとしても定額であります。</p> <p>賦課限度額引き上げ前の応能割は黒い線で示されております。</p> <p>高齢化の進展による医療給付費等が増加する中で、必要な保険料収入を確保するには、図の①のように、保険料の引き上げが必要となります。保険料を引き上げた場合、負担が増えるのは、賦課限度額に達しない低・中間所得層となります。</p> <p>そこで②のように賦課限度額を引き上げて、高所得層にご負担いただくことで、中・低所得層の保険料の負担軽減を図ることが可能となるものであります。</p> <p>次に、「令和8年度 国民健康保険料賦課限度額の改定内容」をご覧ください。</p> <p>こちらは、今回改定する部分を含めた賦課限度額全体の内容であります。</p> <p>今回の「政令」改正では、「医療分」の賦課限度額が見直され、66万円から67万円に引き上げが行われたものであります。このほかの賦課額につきましては、据え置きとなり、4つの区分の合計賦課限度額は、世帯ごとに最大で113万円となります。これに伴い、当市においても、同様の改定を行おうとするものであります。</p> <p>次に、裏面の「賦課限度額の改定に伴う影響世帯数等について」をご覧ください。</p> <p>項目1の「賦課限度額世帯の推移見込み」についてご説明申し上げます。</p> <p>令和8年2月28日時点での国保加入世帯状況で推計しましたところ、医療分の賦課限度額を超過する世帯数は、462世帯から20世帯減少し442世帯、賦課限度額に達する世帯の割合は、2.1%から2.01%に減少するものと見込まれます。</p> <p>次に項目2の「賦課限度額の改定に伴う影響額の見込み」をご覧ください。</p>
---------------------------------------	---

<p>事務局 (国保年金課主幹兼 国保保険料係長)</p>	<p>「調定額」とは、実際に賦課される保険料額を指し、算定された保険料額から、賦課限度額を超える額、軽減額、減免額を差し引いたものであります。</p> <p>従来の賦課限度額による場合の現年度分の調定額を試算し、賦課限度額を改定した場合の調定額と比較した結果、今回の改定によって、約400万円の増額と見込まれるものであります。</p> <p>最後に項目3の「賦課限度額に達する世帯の人数別の所得及び収入額」をご覧ください。</p> <p>現在の世帯人数ごとの、賦課限度額に達する所得につきましては、上段の表が改定前の表であり、下段の表は改定後を見込んだものです。</p> <p>一人世帯の例として説明いたしますと、現行の賦課限度額では、年間約1,072万円の収入、所得が約877万円で、賦課限度額に達しますが、改定後の収入は約14万円増の約1,086万円、改定後の所得は約14万円増の約891万円で賦課限度額に達することとなります。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
<p>会長 (島委員)</p>	<p>ご説明ありがとうございました。ただいまの説明に対してご質問ございませんか。</p>
<p>委員</p>	<p>医療分だけ賦課限度額を1万円引き上げるとするのは、前提の国保令第29条の7第2項第9号が医療分だけ1万円引き上げるという改正だから、それに倣うということによろしいでしょうか。</p>
<p>事務局 (国保年金課長)</p>	<p>今回の改正内容については、資料1-1で囲んでいる部分だけ国で改正するということになっておりますので、66万円を67万円にするというものになります。</p>
<p>委員</p>	<p>政令改正のとおり改定しますということですね。</p>
<p>事務局 (国保年金課長)</p>	<p>賦課限度額につきましては、国民健康保険の法律において、その額を超えることができないという規定になっておりまして、そこまでにするかどうかという判断は各保険者、いわゆる市町村で判断することになっているので、本協議会へ諮問して、その額までにしてよろしいですかという確認をとるということでございます。</p>

<p>会長 (島委員)</p>	<p>説明にもありましたように、平成30年度以降は県も保険者となって財政運営しておりまして、県の運営方針の中でも賦課限度額までとして県に納める納付金の計算などをしておりますので、市としても賦課限度額を改定して対応していきたいという考えでございます。</p> <p>他にご質疑ありませんか。ないようですので、質疑等を終了し、採決いたします。</p> <p>本協議会への諮問事項について、事務局案のとおりとすることにご異議ございませんか。</p> <p>《異議なし》</p>
<p>会長 (島委員)</p>	<p>本件につきましては、異議がないようですので、事務局案のとおり答申することに決定いたしました。</p> <p>なお、市長に対する答申書の文案につきましては、事務局に一任することといたします。</p>
<p>会長 (島委員)</p>	<p>以上をもちまして、本日の会議に諮問されました協議事項は終了いたしました。委員の皆さま、ありがとうございました。進行を事務局にお戻しします。</p>
<p>司会 (国保年金課長補佐)</p>	<p><b>5 報告事項</b></p> <p>委員の皆様、ご審議、誠にありがとうございました。</p> <p>次に、次第の「5 報告事項」の「国民健康保険料の低所得者に対する保険料の軽減に係る所得判定基準の変更について」事務局からご説明申し上げます。</p>
<p>事務局 (国保年金課主幹兼 国保保険料係長)</p>	<p>国民健康保険法施行令の一部改正に伴う条例改正事項についてご説明申し上げます。</p> <p>「資料2-1」をご覧ください。</p> <p>2ページ目の四角で囲みました「第2 改正の内容」の(1)の③のとおり、今回、協議会に諮問いたしました賦課限度額の改定と同じく、低所得者に対する国民健康保険料の軽減措置について、所得判定基準の改正が行われております。</p> <p>これにつきましては、条例を国の改正内容にあわせなければならぬものでありますので、諮問を要しない事項としてご説</p>

事務局  
(国保年金課主幹兼  
国保保険料係長)

明をさせていただきます。

詳細について説明いたします。

「資料 2-2」法定軽減基準の改正内容の、項目 1「法定軽減基準の改正内容と該当条文」をご覧ください。

国民健康保険制度では、基準以下の所得の場合、保険料のうち、全被保険者に均等に賦課される「応益割」が軽減されます。軽減の割合は、7割・5割・2割のいずれかであり、今回は、5割軽減及び2割軽減の基準が改められております。

軽減基準額の算出方法は、表のとおりであります。

5割軽減の基準は、これまで被保険者数に乗ずる金額が30万5千円であったものが、31万円へ、5千円拡大されております。

2割軽減の基準は、これまで被保険者数に乗ずる金額が56万円であったものが、57万円へ、1万円拡大されております。

一人世帯の場合を例にいたしますと、表の軽減基準の薄緑の部分を除いてご覧ください。7割軽減に該当する合計所得は43万円以下と改正はなし、5割軽減は、43万円に31万円を足した合計の74万円以下に、2割軽減は、43万円に57万円を足した合計の100万円以下となるものであります。

次に、項目 2 の「法定軽減基準の改正イメージ」をご覧ください。

縦が保険料、横が世帯の所得を示しています。図の下半分が、被保険者全員に同じ金額が賦課される応益割です。白い部分が被保険者に賦課される保険料を、色ぬりされた部分が軽減される分をそれぞれ表しています。

軽減判定基準が拡大されると、赤い矢印①②のように、これまで2割軽減だった世帯の一部が5割軽減へ、軽減に該当していなかった世帯の一部が2割軽減に該当することとなり、被保険者の負担が軽減されます。

次に、項目 3 の「法定軽減基準改正に伴う対象世帯及び被保険者数の推移見込み」をご覧ください。

令和 8 年 2 月 2 8 日時点で試算した結果、改正前と比較し、5割軽減世帯は45世帯、対象者は77人と、2割軽減世帯は37世帯、対象者は66人と、それぞれ増加となるものと見込まれます。

次に、項目 4 の「法定軽減基準改正に伴う影響額の見込み」をご覧ください。

今回の改正によって、軽減対象となる世帯の増加により、保

<p>事務局 (国保年金課主幹兼 国保保険料係長)</p>	<p>保険料調定額は改正前と比較し、約264万円減少となるものと見込まれます。減少分のイメージは、前のページにお戻りいただき、下の図の網掛け部分となります。</p> <p>なお、保険料を軽減した減少分については、保険基盤安定負担金として県及び市の一般会計よりそれぞれ支援される仕組みとなっております。</p> <p>説明は以上であります。</p>
<p>司会 (国保年金課長補佐)</p>	<p>ただいまご説明させていただいた報告事項について、ご質疑等ございませんか。</p> <p>〈質疑なし〉</p>
<p>司会 (国保年金課長補佐)</p>	<p>以上で、報告事項が終わりました。</p> <p><b>6 その他</b></p>
<p>司会 (国保年金課長補佐)</p>	<p>最後に、これまでご説明してきた案件でも、それ以外のことも構いませんが、ご質問、ご意見等はございませんか。</p>
<p>委員</p>	<p>この諮問書は、国民健康保険料の基礎賦課額に係る賦課限度額の改定だけですが、報告事項の軽減についても、両方諮問事項に挙げればいいのではないかと思うのですが、なにか諮問書のルールみたいなものがあるのでしょうか。</p>
<p>事務局 (国保年金課長)</p>	<p>今回の改正は、賦課限度額を引き上げと軽減の基準がセットで改定されているのですが、軽減の基準を上げる、いわゆる該当する人を増やすという部分に関しては、国の法律、施行令などが変われば、それに準じて法律に合わせざるを得ないという部分になります。</p> <p>先に諮問した賦課限度額に関しては国が定めた賦課限度額、上限を超えることができないという規定になっているので、別にこの賦課限度額までにする必要はなく、この設定はすべて保険者が判断できる部分になりますので、そこに関しては市の条例改正に合わせて附属機関である本協議会で諮問していただきますが、軽減判定については変わった基準に合わせて変えざるを得ないということになりますので、この内容で6月議会にて条例を改正するという事を委員の皆様にご報告させていただ</p>

<p>事務局 (国保年金課長)</p>	<p>いた、という住み分けになっております。</p>
<p>司会 (国保年金課長補佐)</p>	<p>他にご質問等はありませんか。</p>
<p>委員</p>	<p>賦課限度額が上がること、そして軽減が拡大されることに対して、市として市民への影響も含めて懸念する点や課題などをお持ちでしょうか。</p>
<p>事務局 (国保年金課長)</p>	<p>改正に関しては、6月議会に上程しますので、変更したことをいかに市民の皆様にも周知していくことは重要であると考えています。</p> <p>軽減の拡充に関しては、現在物価高騰もありますけれども、給料などが上がったことによって今まで軽減に該当していた世帯が該当しなくなったりすると、それによって負担が増えてしまうこととなるため、これまでも軽減が拡充されてきていたわけですが、今回の改正ですべての世帯をカバーできるかということ、それ以上に給料が上がった場合など、5割軽減が2割軽減になるというような世帯がないわけではないということが課題ではありますが、どうしても国の改正や法律に合わせると、この形でしか運用することができないということになります。</p>
<p>委員</p>	<p>賦課限度額を上げることで保険料が上がる世帯への影響についてはどう考えていますか。</p>
<p>事務局 (国保年金課長)</p>	<p>影響に関しては先ほどご説明したように、前年度の所得に基づく試算では賦課限度額世帯が462世帯から442世帯に20世帯ほど下がりますけど、影響額の443万8000円のうち442世帯が1万円の負担増ということであり、残り1万8000円についても20世帯が影響を受けることとなりますので、高所得世帯の方々にはご理解いただいて増額分について納めていただけるように説明をしております。</p> <p>また、8月1日号の広報と合わせて、こくほ特集号を毎年作成しており、それによって今年度の保険料率、賦課限度額などを周知して皆様にご理解いただくという形をとっておりますので、今回も作成したいと考えております。</p>

<p>司会 (国保年金課長補佐)</p>	<p>他にご質問等はありませんか。</p>
<p>委員</p>	<p>国保財政において、今後短時間労働者が被用者保険に加入してくるということから、さらに収入面では厳しい局面があると思われます。</p> <p>被用者保険側の最近の動きとしてはマスコミ等でも報道されておりますが、一般社団法人の役員など、国保逃れというところで3月に協会けんぽにも厚労省から通知が来ており、企業の役員として実態がないものについては、被用者保険に加入できないということも含めて厳格に運用していきなさいということを言われているのですが、先ほどの質疑にもあったとおり高所得世帯の負担が増えるということについて、本来は国民健康保険に加入すべき方が被用者保険に加入して国保の加入を逃れていると、そういった方々の分を今加入している方々がそれなりに多く負担している要素も多分にあるのではないかと思います。そのあたりの状況について国保側に国からの情報提供はあるのでしょうか。</p>
<p>事務局 (国保年金課長)</p>	<p>現在は、そのようなケースで国保に移行する具体的な人数などは示されておられません。</p> <p>社会保険に加入できなくなれば、他に入る保険がなければ最終的には国保へ加入することとなりますので、7月に保険料を賦課した状況によって、前年度と比べてそのような加入者数が増えているか、高所得世帯についても見込みよりも増えているとすれば、そのような高所得者が移ってきたのかなどについて、多少の確認はできるのではないかと考えておりますが、現状ではそこまでの情報はございません。</p>
<p>委員</p>	<p>国民健康保険に加入している方々は財政基盤が弱いこともあるため、大きな国の問題としてはきちんと国保に加入すべき方を洗い出して、加入していただきながら相応の負担をしていただくという視点も大事だと感じております。</p>
<p>司会 (国保年金課長補佐)</p>	<p>他にご質問等はありませんか。</p> <p>ご質問等がないようですので、本日の協議会は、これをもちまして閉会いたします。</p>

<p>司会 (国保年金課長補佐)</p>	<p>諮問いたしました事項につきましては、本協議会の答申を受け、条例改正の手続きを進めさせていただきます。委員の皆様、本日は誠にありがとうございました。</p> <p>(閉 会)</p>
<p>その他必要事項</p>	<p>・会議は公開。</p>